

## 家畜防疫対策強化事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家畜伝染病の予防及び検査の励行を促進し、家畜伝染病の清浄化と畜産経営の安定を図るため支出する岡崎市家畜防疫対策強化事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものであり、補助金の交付及び事業の実施に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「家畜伝染病」とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜伝染病及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）に規定する伝染性疾病をいう。

### (補助対象者)

第3条 この事業は、組織的、計画的な推進を図るため、家畜に係る防疫衛生対策を目的に生産者団体で組織された岡崎市家畜防疫対策協議会を補助対象者とする。

### (補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助対象事業の内容及び補助金の額は別表に掲げるとおりとし、1,000円未満は切り捨て、予算の範囲内で支出する。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、岡崎市家畜防疫対策強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

### (実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、岡崎市家畜防疫対策強化事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、当該事業の完了後10日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業に係る事業報告書

- (2) 補助金の交付決定を受けた事業に係る収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(検査等)

第8条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(額の確定)

第9条 市長は、第7条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(雑則)

第11条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。

(附 則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業内容	疾病名	対象家畜・家禽	補助金の額
予 防	ニューカッスル	鶏	予防接種料金の農家負担額の100分の30以内
〃	伝染性気管支炎	〃	〃
〃	アカバネ病	牛	〃
〃	イバラキ病	〃	〃
〃	牛伝染性鼻気管支炎	〃	〃
〃	C S F（豚熱）	豚	〃
〃	豚丹毒	豚	〃
〃	牛下痢粘膜病	牛	〃
〃	チュウザン病	〃	〃
〃	アイノウイルス感染症	〃	〃
検 査	結核	牛	検査料金の農家負担額の100分の50以内
〃	ブルセラ病	〃	〃
〃	ヨーネ病	〃	〃
〃	オーエスキー病	豚	〃
〃	牛白血病	牛	検査料金の農家負担額の100分の30以内
その他	その他、市長が必要と認める疾病	牛、豚、鶏	予防接種及び検査料金の農家負担額の100分の30以内

様式第1号（第5条関係）

岡崎市家畜防疫対策強化事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

団体名

代表者名.....(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください

家畜防疫対策強化事業について、次のとおり補助金を交付してください。

- 1 市費補助事業等の目的
  
- 2 市費補助事業等の内容
  
- 3 市費補助事業等の完了予定日  
令和 年 月 日
  
- 4 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出の基礎
  
- 5 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
  
- 6 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他資料

様式第2号（第7条関係）

岡崎市家畜防疫対策強化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

団体名

代表者名.....

令和 年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で補助金の交付決定があった家畜防疫対策強化事業は、次のとおり完了いたしました。

1 市費補助事業等の名称

2 市費補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 ￥ , -

精 算 額 ￥ , -

3 市費補助事業等の実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 市費補助事業等の効果

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他資料